

人工知能戦略専門調査会の設置について（案）

令和 7 年 9 月 日
人工知能戦略本部決定

1. 人工知能戦略本部令（令和 7 年政令第 281 号）第 1 条の規定に基づき、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和 7 年法律第 53 号）第 13 条に規定する指針の整備に係る事項、同法第 16 条に規定する調査及び研究に係る事項、同法 18 条に規定する基本的な計画に係る事項等人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に係る専門的な事項の調査のため、専門調査会を設置する。
2. 専門調査会の委員は、人工知能関連技術に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3. 専門調査会の座長は、委員の互選により決定する。
4. 専門調査会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. 専門調査会は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。
6. 専門調査会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。
7. 前各項に定めるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。